

議案第3号

個別外部監査契約に基づく監査によることについて

設計積算・入札契約制度について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとする。

令和7年2月17日 提出

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

(理由)

地方自治法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により、長からの要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議する必要があるので本案を提出するものである。

(参考) 地方自治法 (ぬきがき)

(第75条の規定による監査の特例)

第252条の39 省略

2 及び 3 省略

4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

(第199条第6項の規定による監査の特例)

第252条の41 省略

2 及び 3 省略

4 第252条の39第4項から第11項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第252条の41第3項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第2項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第5項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「第252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」と、同条第7項中「第3項」とあるのは「第252条の41第3項」と、同条第8項第1号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

阪水監局発第39号～2
令和7年2月4日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄様

阪神水道企業団
監査委員 吉田謙治
監査委員 前迫直美

個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見（通知）

令和7年1月31日付け、阪水発第677号により通知のありました個別外部監査契約に基づく監査の要求について、地方自治法第252条の41第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

個別外部監査契約に基づく監査によることに異議はありません。